

別紙

下記のとおり、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の下記1. の内容については、下記2. の「対応する銀行法施行規則案」と同趣旨の改正を行う予定です。

1. 信用金庫法施行規則において定めようとする内容		2. 対応する銀行法施行規則案
	委任元の条項	
信用金庫電子決済等取扱業を行う場合に関する事項	信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の60の4、信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の60の6等	<ul style="list-style-type: none"> ・第34条の63の3～第34条の63の8※1 ・第34条の63の12※2～第34条の63の28 ・第34条の63の61～第34条の63の64※3 ・第34条の63の69 ・第34条の64 ※1第34条の63の8については別表第3の2及び第3の3を含む。 ※2第34条の63の12第1項については別紙様式第19号の2を含む。 ※3第34条の63の63第1項については別紙様式第19号の3及び第19号の4を含む。
特定預金等契約に係る信用金庫電子決済等関連預金媒介業務を行う信用金庫電子決済等取扱業者に関する事項	信用金庫法第89条の2第2項において準用する金融商品取引法第34条、第34条の2第3項第4号等	・第34条の63の29～第34条の63の60
認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会に関する事項	信用金庫法第89条第7項において準用する銀行法第52条の60の30第1項 信用金庫法施行令第9条の6の3第2項	・第34条の63の65～第34条の63の68
信用金庫電子決済等取扱業者が当該委託信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を行営む場合に関する事項	信用金庫法第85条の3の2第3項	・第34条の63の9～第34条の63の11
金庫の電子決済手段の取得等に係る情報の安全管理措置及び健全性確保を図るための措置に関する事項	信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第12条の2第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・第13条の6の9 ・第13条の6の10
金庫の子会社の範囲等に関する事項	信用金庫法第54条の21第1項第1号ロ又は第54条の23第2項第2号	・第17条の3
信用金庫・信用金庫電子決済等取扱業者の届出事項に関する事項	信用金庫法第87条第1項第6号、第87条第3項等	・第35条
信用金庫電子決済等取扱業者の申請等に関する経由官庁に関する事項	信用金庫法第86条	・第37条
外国電子決済等取扱業者に係る特例に関する事項	(同上)	・第38条の3

※その他、「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備等を行う。

(注)「信用金庫法」は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の条番号を、「信用金庫法施行令」は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)による改正後の条番号を、記載している。